

サービス付き高齢者向け住宅整備事業に係る市町村への 意見聴取について

平成28年度よりサービス付き高齢者向け住宅整備事業において、交付申請し国庫の補助を受ける場合、「地元市町村への意見聴取を行うこと」が要件とされました。

つきましては、常陸大宮市においては、以下により意見を述べるものとします。

記

1 意見を述べる際の観点

① 地域における高齢者住宅の必要量の確保

当市の将来における高齢者人口等を勘案して、必要な高齢者住宅の供給となること。

- ・当市の高齢者人口に対する高齢者住宅の割合が、国の住生活基本計画による高齢者の安定した住まいの確保の指標（平成37年において、高齢者人口あたりの高齢者向け住宅の割合が4%）に照らして過剰でないこと、など。

② 医療・介護施設との連携

入居者の介護の重度化や医療処置が必要となった場合に備えて、必要なサービスが提供されるよう医療機関・介護施設との適切な連携が図られていること。

- ・徒歩圏（750m圏）内に医療機関・介護施設があること。
- ・または、協定の締結等を通じて近隣の医療機関・介護施設により、入居者の求めに応じて、医療・介護サービスを受けることができること、など。

③ 公共交通機関へのアクセス

高齢者が公共交通機関を利用しやすい立地であること。

- ・駅徒歩圏（750m圏）内あるいはバス利用圏（最寄りのバス停まで300m圏）内であること、など。

④ その他まちづくりとの整合

その他、立地誘導等当市のまちづくり政策との整合が図られていること。

- ・常陸大宮市介護保険事業計画との整合性。
- ・常陸大宮市住生活基本計画との整合性、など。

2 事前協議

申請事業者は、当該意見聴取にあたり、事前協議が必要となりますので、補助金の交付申請前に、あらかじめ相談窓口に相談してください。

3 相談窓口

当該意見聴取等に係る相談窓口は、保健福祉部介護高齢課になります。